

亀山市空家等対策協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第7条に基づき亀山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、市長においては、副市長又は市職員を代理人として出席させることができるが、代理人は委員の議決権の行使を行うことはできない。

6 会議を欠席する委員は、会長を通じて、会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(秘密の保持)

第4条 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、会議に付議される事項が亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）第7条各号に規定する情報に関する事項である場合は、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(開催の周知)

第6条 協議会の開催は、協議会の開催の日の7日前までに、亀山市ホームページに掲載することにより周知を行うものとする。ただし、前条ただし書の規定により、会議の全部を非公開とする場合は、非公開とすることを周知する。

(傍聴の可否等)

第7条 会長は、会議(第5条ただし書の規定により非公開としたものを除く。)の傍聴の可否について、協議会に諮って決定するものとする。

2 傍聴しようとする者は、前項の規定による決定がなされるまでの間は、会議室に入室できない。

3 協議会は、会議を傍聴させないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴の手続)

第8条 協議会の傍聴を希望する者は、協議会の開催の30分前から10分前までの間に、傍聴受付簿(様式第1号)に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の人数は、原則として10人以内とする。ただし、協議会が特に必要と認めたときは、会議室の広さ等を考慮して人数を定めるものとする。

3 傍聴人の人数が、前項の規定により定めた人数を超えるときは、先着順とする。

4 前2項に規定する事項は、報道関係者には適用しない。

(入場の禁止)

第9条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者

(3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。

(2) 会議場において発言しないこと。

(3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。

(4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。

(5) 私話、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。

(6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。

(7) 写真撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。

(8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為はしないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、第5条ただし書の規定により非公開とした事項及び第7条の規定により傍聴させないことを決定した事項の協議を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

2 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

3 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への資料の配布等)

第12条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布し、協議会終了後、回収するものとする。

(報道関係者の傍聴)

第13条 報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、産業建設部都市整備課住まい推進グループにおいて処理する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

平成 年度第 回亀山市空家等対策協議会

傍聴受付簿

住所	氏名